

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	上原公子
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、 真実を述べ、

なにごと かく いつわ
何事も隠さず、 偽りを述べない

ことを誓います。

氏名 上原 公子 

速記録（令和2年10月20日 第13回口頭弁論）

事件番号 平成29年（ワ）第125号、同第535号

平成30年（ワ）第468号

本人氏名 上原公子

原告兼原告代理人（前田）

1 まず、上原さんの経歴を簡単に述べてください。

私は1949年に宮崎市で生まれました。大学入学を機に上京し、ずっと東京で暮らしておりましたけれども、2年前に親の介護のために50年ぶりに宮崎に戻ってまいりました。

2 上原さんの提出された陳述書によりますと、上原さんは1999年から8年間、東京都の国立市の市長をしておられます。また、その在任中に2003年から2004年にかけ、いわゆる有事関連法等が成立しています。当時の総理大臣は小泉純一郎さんでしたが、国立市長として、どのような対応をされましたか。

実は2002年に有事関連3法案が提示されました。そのときに、当時一橋大学の憲法学者だった山内敏弘教授と一緒にその法律について分析し、疑問に思った44項目の質問書というのを小泉首相に送付をいたしましたが、回答を得て、有事関連3法案についての意見書を提出して、その中で法案の廃案を求めました。

甲B第54号証（意見書）末尾添付の資料1を示す

3 これが今述べられた有事法制関連3法案に関する意見書で間違いございませんか。

はい、間違いありません。

4 それでは、なぜ有事3法案の廃案を求めたのか、その理由について説明いただけますか。

理由を三つ挙げました。一つは軍事的公共の名の下の基本的人権の侵害ということですが、これは政府回答の中に戦争のことを高度の公共の福祉と称して、高度の公共の福祉の下では全て基本的人権の制約があり得るという回答があつたんですけれども、そもそも憲法9条で戦争放棄している中で、全てに優位する高度の公共の福祉というのは憲法は認めてないというふうに思います。ですから、これは憲法違反ということで、一番目に軍事的公共の名の下の基本的人権の侵害ということを述べました。2番目が国民の協力と指定公共機関の責務は国民統制につながる危険性ということを理由として挙げました。国民の協力というのは、具体的に言えば、例えば自分の土地とか建物を戦争への協力ということで供出しなきゃいけないということを書いてありましたので、これは財産権に関わる問題。私が一番心配しましたのは指定公共機関、指定公共機関になりますと、その従事者は必要な措置に実施の義務を負うということが書いてあったんですね。これはどういうことかというと、指定公共機関とは民間の事業者、民間の会社ということで、それに従事する会社員なり従業員が命令されれば従って、否応なく戦争に参加しなければいけないということです。一般人を巻き込むということですね。しかも、この指定公共機関については、政令で指定することができるわけですから、拡大していく傾向があるんです。実際、法律が制定されて後、かなり指定公共機関が拡大していますので、これは下手すると国民総動員というところにつながっていくのではないかということを指摘をいたしました。

5 もう一つありましたね。

3番目が地方自治の侵害です。有事になったら政府は緊急事態宣言をいたします。そして政府が指示によって、地方自治体はその対応措置と言いますけれども、その実施する主体者になっていくということ

になっています。ということは、本来、地方自治体は住んでいる住民の生命、財産を守るということに第一の責務を負っているわけですけれども、その主体者となることによって、住民を逆に戦争協力に駆り立てるという役割を担わされることになるんです。これは、自治体にとって大変つらいことです。これは、憲法92条の地方自治の本旨にも反することだということで意見を書きました。

- 6 別のお話を伺います。2004年に国民保護法という法律が策定されました。国民保護法よりますと、全国の都道府県、市町村に、国民保護計画を策定するよう要請する内容でしたが、これについては国立市はどうされましたか。

2003年に3法、それから2004年に有事関連の7法、これで全部戦争法がそろってしまったんですが、2004年に制定された国民保護法は自治体に一番関係の深い法律で、その中身と言いますのは、有事の際に、例えば着上陸、空爆といった具体的な8類型、八つのパターンに沿った国民保護計画を全ての自治体が作らなければいけないということを義務化した法律になっていました。しかし、この国民保護法というのは、飽くまで戦争を前提とした法律ですし、私たちが分析した結果、憲法違反やそれから国際条約違反ということが見受けられましたので、国立市はそういうことを含む、法律に沿った国民保護計画は作らないという判断をいたしました。

- 7 この国民保護法の危険性を指摘されましたけれども、これに関する書籍を作られたことがあるんですか。

はい。大変難しい内容でしたので、日弁連の中の、こういった戦争法を専門にされて研究されてた弁護士の皆さんと、それから自治体の職員と一緒に1年間研究を重ねて、「国民保護計画が発動される日」という本を出版いたしました。

- 8 既に国民保護計画を作成しなかったというところでお話にはなっていますが、

国民保護法のどこに問題があつたんでしょうか。

大きく言えば二つあると思います。これは、実は戦争への準備が日常化することと法的な問題なんですが、まず戦争の準備が日常化することに関して言えば、実は最初に作られた有事関連3法のときには、これは有事というときにしか発動しないという特別法でした。平時には凍結された法律ということですが、国民保護法の中で緊急事態対処という言葉が挿入されることによって、平時に実は動く法律に変わっていったんです。そのためにですけれども、例えば、訓練という項目があります。有事訓練をしなさいということですけれども、災害訓練、防災訓練はどこでも毎年自治体は訓練をやっておりますけれども、防災訓練と有機的に連携させて有事訓練をしなさいというふうに書かれていたんです。そうしますと、市民が防災訓練に参加しました。ところが有事訓練になっていましたということで、訓練を通して戦争への準備が図られていく、このようなこともあります。それから、有事の際、一番政府が心配するのは、国民が勝手なことをするということで、命令の下に正にコントロールできるような組織を作るということが起こります。それで、戦時中、隣組という市民同士が相互監視するという組織が作られましたけれども、そのような組織を作るということが大きな一つの課題になりました。私は東京になりましたので、東京都がどうなったかと言いますと、当時石原都政でした。2003年から4年間にかけて、実は治安維持に係る予算というのが何と37倍に膨れ上がったんです。しかも内容は市民組織を作っていくということが主なことでした。全国的に見れば、警察組織の下部組織で安全協会というのがありますけれども、安全協会が主導して、安心安全条例というのが全国自治体でかなり多く作られました。併せて、連動するように、これも本当に全く善良な人たちによってなんで

すけれども、自分たちの町は自分たちで作るといった、そういった自警団的な組織も全国的に作られるようになりました。それから、法的な問題を申し上げますと、憲法のお話を先ほどいたしましたけれども、もう一つ、国民保護法の大きなテーマの一つが住民の速やかな安全な避難なんですね。それをどうさせるかということで、保護法の中に、住民の避難に当たって自衛隊に避難誘導を要請することができるということが入っています。これはジュネーブ条約第一追加議定書違反ということになります。といいますのは、戦争では軍隊、それから軍事施設が攻撃の対象になります。で、市民は攻撃をしてはいけないというのが国際ルールなんですね。ところが、武器が近代化していくにつれて、実は近代戦争については戦争の犠牲者は市民が本当に多くなっていくということで、ベトナム戦争時にはなんと9割が市民だったということが実際出てきたものですから、その反省の上で、市民を守るためにベトナム戦争後にジュネーブ条約第一追加議定書というのが作られました。結局、第一追加議定書は軍隊並びに軍事施設、それと民間人と民間施設というのを分離させるというのが大原則になります。ということは、自衛隊は軍隊とみなされますから、住民の避難のためにそばにいてはいけないということなんです。ところが、日本政府は憲法9条がありますから、戦争ということを想定していないわけです。ですから、それまでジュネーブ条約第一追加議定書を批准していませんでした。2004年、全ての戦争法が整ったときに、この条約に批准をいたしました。ということで言えば、日本もそういった分離ということを学ばなければいけません。自衛隊の基地とか米軍基地の周りに住民の住宅があつてはいけない、近接して設置してはいけないということも含みます。

9 2003年から2004年にかけての有事関連法、あるいは国民保護法に対

する国立市長としての経験をお話しになりましたが、そのような経験から、この憲法の前文にある平和生存権については、どのようにお考えになっていましたか。

特に福島原発事故のときに思ったんですが、また、最近のコロナ騒動でもそうですけれども、当たり前の暮らしをするということがどんなに幸せなことか、これは多くの方が感じいらっしゃると思いますけれども、正に平和的生存権というのは権利であるというふうにしみじみ実感しております。自然災害は残念ながら避けることはできません。しかし、戦争はこれは人為ですから、回避できるんです。ですから、備えるべきことは戦争への準備ではなく、日々平和のための努力をする。政府もそうです。すべきだというふうに思います。

- 10 また同じような経験から、安保関連法のどこが問題であるというふうに考えておられますか。

三つぐらいあると思うんですけども、有事法が最初作られたときは大変大きな世論がありまして、マスコミも毎日毎日情報を伝達しておりましたけれども、そのせいか、辛うじて実は専守防衛に限るという歯止めが掛かっておりました。ところが、この新安保法制で集団的自衛権というところまで認めていくわけですから、本当に日本と関係ない、紛争していない国からの攻撃もあるということでは、大きな危険性が膨らんで、それによって犠牲になっていくのは自衛隊だけではなくて、先ほど申し上げましたように指定公共機関の従事者、一般国民も含めて戦争加担ということで犠牲になる可能性が出てまいりました。それからもう一つは、先ほど申し上げたように、本当は軍事施設は攻撃の的になりますから近隣に住宅があっちゃいけないんですけども、御存じのようにアメリカの基地、並びにその自衛隊基地というのは、本当に全国点在してますが、近辺に病院とか学校もある基地もありま

す。となると、誤爆が多いわけですから、そういう基地攻撃の際に一般市民が巻き込まれていくという可能性も出てきたわけです。それから国民保護法の中に、8類型のお話をいたしましたが、8類型の中に、原発へのテロの攻撃ということが想定して入っています。ですから、原発自治体では実際、原発にテロの攻撃があったということを想定した実地訓練もやっているところがあります。それまで余り実感のない話としてやっていたようですが、この新安保体制で可能性が出てきたということで、今、停止している原発が多いわけですけれども、その再開後に当たっての条件に、テロ攻撃の対策というのが追加で実は無条件に追加されております。私たちは福島原発事故で1か所攻撃されるだけであれだけ甚大な被害と広範な被害が及ぶということを経験していますから、全国54基まだ原発ありますので、数箇所原発攻撃するだけで、実質日本は壊滅状態になるという大変恐ろしい状況に変化していったということが言えると思います。

- 11 安保関連法の成立によって今お話しになったような危険性が一層高まっていると、こう理解していいですか。

はい。

- 12 ところで、戦後間もなくのお生まれのようですけれども、子供の頃、戦争を意識したというようなことがありましたか。

はい。父の兄に当たる、私の伯父に当たる人が海軍で戦死しましたので、遺骨もありません。父親も中国戦線に参加していますから、お酒を飲むと毎晩のように戦争の状況を話をしていました。それから、戦後間もないということで、まだいろんなところにそういうくすぶつたものがあったんですけども、傷痍軍人の方たちが街角に立ったりとか、お祭りのときには物乞いするという姿も見られました。

- 13 学生の頃に意識した戦争というのはありましたか。

はい。ちょうど私が学生時代は、まだベトナム戦争真っ最中でしたので、市民運動ではベ平連、それから学生では全共闘というのが一番激しく戦っていた時代でしたので、マスコミも含めて戦争のことは毎日耳にし、目にしておりました。

- 14 そういう自己の経験も踏まえて、この安保関連法での裁判を提起しているんですが、最後にこの裁判に述べておきたいことがあればお話しください。

イラクに配置された自衛隊の隊長だった佐藤正久さんという方がいらっしゃいます。現在も参議院議員ですが、佐藤さんが日本に帰ったときにこういうふうにおっしゃいました。もしオランダ軍が攻撃されれば、情報収集という名目で駆け付けて、あえて巻き込まれる状況を作るという発言だったんですね。過去幾多の戦争全てが為政者のそういう判断によって起こされています。その誤った戦争をただすために、実は憲法で権力を集中させないということで三権分立が定められているわけです。しかし、今、安倍政権から始まって、人事権行使することによって、そなたく行政が横行し、日々テレビでも出でますが、政治家の中には憲法を法律に合わせればいいなどと、とんでもない発言をする政治家たちによって立法府も歯止めが掛からない状況です。こういった誤った政権を正に正していくというのが裁判所の役割だというふうに思っています。私たち国民は、今、独立性を持った裁判所に本当に希望を持っています。ですから、どうぞ第76条、裁判官の良心に従って独立性を發揮していただいて、歴史的に正しい判断を是非していただくよう心からお願いをいたします。

被告指定代理人（阿波野）

- 15 特にございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安富元美

